

## 韓国の植物検疫規則の改正について

平成 24 年 1 月 5 日  
農林水産省植物防疫所

韓国の植物検疫規則の改正に伴い、2012 年 1 月 15 日から、韓国向けに輸出される植物及びその容器包装（以下、「植物等」という。）について以下の 2 点の変更されます。

### 1. 輸送形態による植物検疫証明書の添付の免除

これまで、携帯品及び郵便物で輸出される植物等について植物検疫証明書の添付が免除されておりましたが、今回の改正で、託送品及び引越し貨物で輸出される植物等についても植物検疫証明書の添付が免除されます。

### 2. 植物等の種類による植物検疫証明書の添付の義務化

上記 1 に該当する植物等であっても、栽培用植物であって以下の数量を超える場合、植物検疫証明書の添付が必要となります。

苗木類（挿穂、接穂を含む）	10 個
球根類	100 個
種子類（※）小粒種	50 g
中・大粒種	250 g

※稲、小麦を中粒種とし、それより小さいものが小粒種、大きいものが大粒種。

本情報にかかる韓国側ホームページアドレスは以下のとおりです。

上記 1 の植物検疫証明書の添付が免除される場合であっても、植物等の種類により植物検疫証明書の取得を引き続き要求される場合がありますので、詳しくは最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。

#### ○本情報に係る韓国側ホームページアドレス

<http://www.law.go.kr/lsc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&nwYn=1&query=%EC%8B%9D%EB%AC%BC%EB%B0%A9%EC%97%AD%EB%B2%95&x=17&y=10#liBgcolor2>（韓国植物防疫法）

<http://qia.go.kr/bbs/lawAnn/viewLawWebAction.do?id=760&type=3>（韓国告示案）

#### ○各植物防疫所の連絡先

<http://www.maff.go.jp/pps/j/map/index.html>